

浄化槽を正しく、快適にお使いいただくために

1 浄化槽設置から管理までの流れ

< >は浄化槽法の条番号です

法定検査(7条検査)の申込み

指定検査機関（浄化槽を設置する市町村により異なります。詳しくは3ページをご覧ください。）に法定検査（7条検査）の申込みをしてください。

設置届出書(建築確認申請) <5条>

建築確認申請→市町村担当窓口または指定確認検査機関へ申請してください。
上記以外の場合→設置場所の浄化槽担当行政機関の窓口（以下、「浄化槽窓口」）へ提出してください。

設置工事 <21条>

知事の登録を受けた浄化槽工事業者以外の者が工事を行うことはできません。
また、浄化槽設置工事を行うときは、浄化槽設備士が実地で監督等をしなければなりません。

保守点検 <10条>

使用開始の直前に、最初の保守点検が必要です。
また、使用開始後も定期的な保守点検が必要です。
詳しくは2ページの「3 保守点検をしましょう」をご覧ください。

浄化槽使用開始報告書 <10条の2>

浄化槽の使用開始後、30日以内に浄化槽窓口へ提出してください。

法定検査 <7条>

使用開始後、3か月を経過した日から5か月の間に、法定検査（7条検査）の受検が必要です。詳しくは2ページの「5 法定検査を受けましょう」をご覧ください。

清掃 <10条>

定期的な清掃が必要です。詳しくは2ページの「4 清掃をしましょう」をご覧ください。

法定検査 <11条>

年1回の法定検査（11条検査）の受検が必要です。
詳しくは2ページの「5 法定検査を受けましょう」をご覧ください。

※上記のほか、処理対象人員501人以上の単独処理浄化槽、処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽については、四半期ごとに翌月の10日までに浄化槽維持管理報告書の提出が必要となります。
（浄化槽法施行細則第6条）

その他必要な手続き(管理者の変更、休止、廃止等)

浄化槽管理者変更報告書<10条の2>

管理者変更後30日以内に提出

浄化槽使用休止届出書<11条の2>

清掃の記録の写しを添付

浄化槽使用再開届出書<11条の2>

再開後30日以内に提出

浄化槽使用廃止届出書<11条の3>

廃止後30日以内に提出

2 浄化槽の維持管理

保守点検

清掃

法定検査

浄化槽は、微生物の力で水の汚れを分解する装置です。

この浄化槽が正しく働き続けるために、浄化槽法では浄化槽を使う人に「保守点検」「清掃」「法定検査」という3つの義務を定めています。それぞれ契約・申込が必要です。

「一括契約制度」をぜひご利用ください。

保守点検業者が窓口となり、「保守点検」と「清掃」の実施に加えて「法定検査」の受検手続きの代行をまとめて行える便利な「一括契約制度」をご利用ください。

3 保守点検をしましょう ～知事または市長の登録を受けた業者に委託しましょう～

- 保守点検は、機械の点検・調整、スカム・汚泥の状況確認や消毒剤の補充などを行います。
- 保守点検に必要な専門知識・技術・機材等がない場合は、**知事又は千葉県市長・船橋市長・柏市長の登録を受けた保守点検業者に委託してください。**

保守点検業者と委託契約をした場合は、契約済みであることを証するステッカーを、門柱等の見やすい場所に貼付してください。

浄化槽保守点検
契約済証

契約日 年 月 日
千葉県知事(登)第 号
業者名

例示様式

合併処理浄化槽の場合の保守点検の回数

- 保守点検の回数は法令で定められています。
(環境省関係浄化槽法施行規則第6条)
右表に記載がない処理方式の場合は、メーカーの維持管理要領に従ってください。

処理方式	浄化槽の種類	点検回数
分離接触ばっ気方式	処理対象人員 20人以下	4か月に1回以上
嫌気ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員 21～50人以下	3か月に1回以上
脱窒ろ床接触ばっ気方式		
活性汚泥方式		1週に1回以上
回転板接触方式	砂ろ過・活性炭吸着装置、凝集層を有する浄化槽	1週に1回以上
接触ばっ気方式	スクリーン、流水調整槽、流水調整層を有する浄化槽	2週に1回以上
散水ろ床方式	上記以外	3か月に1回以上

4 清掃をしましょう ～市町村長の許可を受けた業者に委託しましょう～

- 清掃では、槽内にたまった汚泥の引き抜きなどを行います。
- 浄化槽内部では汚泥などが徐々にたまりますが、そのまま放置すると、放流水とともに流れ出るだけでなく、浄化槽の機能不良の原因にもなります。
- 清掃にあたっては、保守点検業者と相談し、**市町村長の許可を受けた清掃業者に委託してください。**

清掃の回数は、法令で年1回（全ばっ気方式の場合は、おおむね6か月に1回）以上と定められています。
清掃業者と委託契約をした場合は、契約済みであることを証するステッカーを、門柱等の見やすい場所に貼付してください。



例示様式

5 法定検査を受けましょう ～必ず受検してください～

- 浄化槽管理者（使用者）は、「浄化槽法」に基づき、**設置後の法定検査（7条検査）**及び**その後の毎年1回の法定検査（11条検査）**が義務付けられています。
- 法定検査は設置工事及び保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているかを公的に検査するものです。必ず受検してください。**

検査内容	外観検査	設置状況、設備の稼働状況等を確認し、設置及び管理状態を検査します。
	水質検査	透視度、生物化学的酸素要求量(BOD)等の項目を測定し、放流水の水質を検査します。
	書類検査	保守点検記録、清掃記録等を確認し、保守点検等の実施状況を検査します。

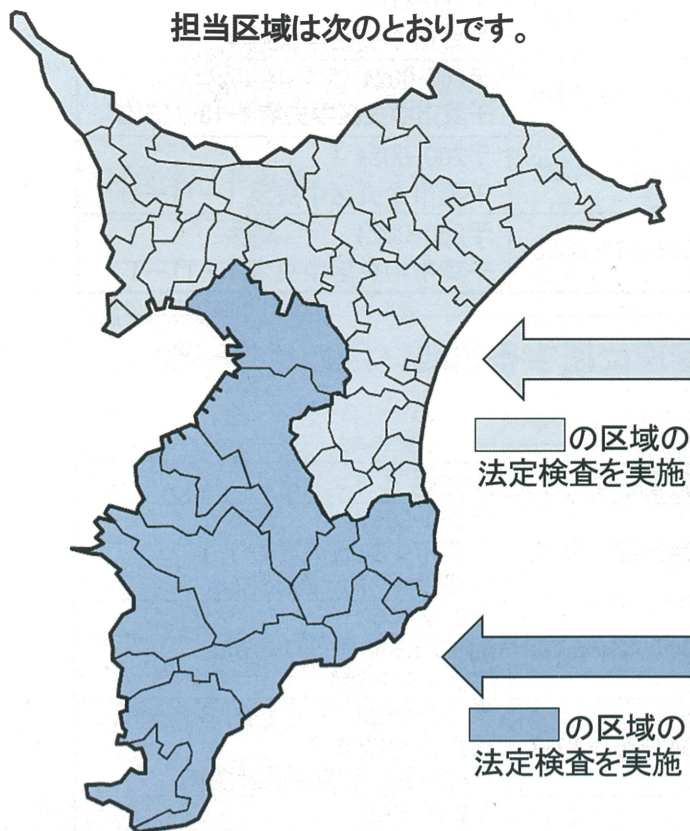
(注) 実施する法定検査により確認又は測定する項目が異なります。

「11条BOD検査」について

11条検査については、指定検査機関が委嘱した採水員（保守点検業者）が採水した放流水中のBOD測定を主体とし、他の検査項目を簡略化した「11条BOD検査」を導入し、検査の効率化及び検査基数の拡大に取り組んでいます。

浄化槽の設置される市町村により検査機関が異なります

千葉県では2つの指定検査機関が区域を分けて検査を実施しており、指定検査機関の担当区域は次のとおりです。



の区域の
法定検査を実施

の区域の
法定検査を実施

名称	担当区域
公益社団法人 千葉県浄化槽 検査センター ☎043-246-6283	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市 市川市、柏市、野田市、我孫子市 鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市 成田市、富里市、八街市、四街道市 佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市 匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市 茂原市、栄町、酒々井町、神崎町 東庄町、多古町、芝山町、横芝光町 九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町 長南町、長柄町、長生村
一般財団法人 千葉県環境財団 ☎043-246-2079	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市 君津市、富津市、いすみ市、勝浦市 鴨川市、南房総市、館山市、御宿町 大多喜町、鋸南町

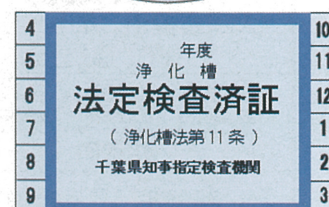
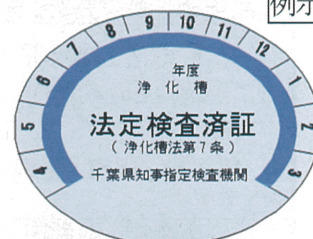
指定検査機関は、浄化槽の法定検査を行う機関として千葉県知事が指定した団体です。

検査手数料

2つの指定検査機関で同額（非課税）となります。

検査等の 種類 人槽	7条検査 合併処理浄化槽	11条検査	
		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
11～20人槽	14,000円	8,000円	10,000円
21～50人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51～100人槽	18,000円	12,000円	14,000円
101～300人槽	20,000円	14,000円	16,000円
301～500人槽	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円

例示様式



<浄化槽の使用にあたってご注意いただきたいこと>

- ◆**トイレ使用後の水は、適量を流してください。**
 - ・過度な節水は浄化槽の正常な機能を妨げるおそれがあります。
 - ・大量の水(お風呂の残り湯など)を他の排水と一緒に流さないようにしてください。
- ◆**殺虫剤、紙おむつ、生理用品など浄化槽の正常な機能を妨げるものは流さないでください。**
 - ・トイレ・台所・風呂の掃除に洗剤を使用する場合は、表示された使用量を守りましょう。
 - ・油は固化して回収、野菜類はできるだけ浄化槽に流さないなど、ご協力をお願いします。
- ◆**プロワ（モーター）の電源は切らないでください。**
 - ・浄化槽には、常時空気を送り込む必要があります。また、通気装置の開口部をふさがないようにしてください。
- ◆**浄化槽の上部または周辺に物を置かないでください。**
 - ・保守点検・清掃への支障、故障の原因になるおそれがあります。
- ◆**浄化槽の故障や異常、長期間、家を空ける場合は、保守点検業者に相談しましょう。**
 - ・故障や異常が発生した場合は、保守点検業者と相談してください。
 - ・長期間使用しない場合は、保守点検業者に相談するとともに、法定検査の検査機関に連絡してください。

浄化槽に関する相談窓口

法定検査に関すること (指定検査機関)	公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター	043-246-6283	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1
	一般財団法人 千葉県環境財団	043-246-2079	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1(3階)
保守点検及び清掃に関すること	一般社団法人 千葉県環境保全センター	043-245-4222	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1
設置工事に関すること	一般社団法人 千葉県浄化槽協会	043-246-2355	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1

浄化槽設置届出書等の提出及び維持管理に関するお問い合わせ先一覧

(浄化槽管理者変更報告書・浄化槽使用廃止届出書等)

浄化槽を設置する市町村	担当行政機関及び窓口	電話番号	所在地
市原市	千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班	043-223-3813	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 (千葉県庁本庁舎 3 階)
市川市、習志野市 八千代市、浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 (フェイス 7 階)
松戸市、野田市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048	〒271-8560 松戸市小根本 7 (千葉県東葛飾合同庁舎内)
成田市、佐倉市、四街道市 八街市、印西市、白井市 富里市、酒々井町、栄町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447	〒285-8503 佐倉市錦木仲田町 8-1 (千葉県印旛合同庁舎内)
香取市、神崎町 多古町、東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11 (千葉県香取合同庁舎内)
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	0479-64-2825	〒289-2504 旭市二 1997-1 (千葉県海匝合同庁舎内)
東金市、山武市 大網白里市、九十九里町 芝山町、横芝光町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	0475-55-3862	〒283-0006 東金市東新宿 1-11 (千葉県山武合同庁舎内)
茂原市、一宮町、睦沢町 長生村、白子町、長柄町 長南町	長生地域振興事務所 地域環境保全課	0475-26-6731	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1 (千葉県長生合同庁舎内)
勝浦市、いすみ市 大多喜町、御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	0470-82-2451	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14 (千葉県夷隅合同庁舎内)
館山市、鴨川市 南房総市、鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8711	〒294-0045 館山市北条 402-1 (千葉県安房合同庁舎内)
木更津市、君津市 富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	0438-23-2285	〒292-8520 木更津市貝淵 3-13-34 (千葉県君津合同庁舎内)

千葉市	千葉市環境局資源循環部 収集業務課	043-245-5251	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1
船橋市	船橋市環境部 廃棄物指導課	047-436-2443	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
柏市	柏市環境部 環境政策課	04-7167-1695	〒277-8505 柏市柏 5-10-1

届出様式や詳しい情報については、千葉県、千葉市、船橋市、柏市のホームページをご覧ください。



浄化槽 千葉県

検索

浄化槽 千葉市

検索

浄化槽 船橋市

検索

浄化槽 柏市

検索